平成２５年（フ）第３７号
東京都日野市多摩平２丁目６番地の１多摩平の森３－７棟504号
債務者　桑子　　博
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５９８号
横浜市南区永田北２丁目６番10―208号
債務者　高橋　政幸
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１５号
横浜市金沢区泥亀１丁目25番２―625号
債務者　小野　健児
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３号
釧路市鳥取大通７丁目１番13号
債務者　平山　晃裕
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第５０５号
岡山市中区米田23番地３アルモニー東岡山202号、申立時の住所岡山市中区下228番地11
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２８５号
東京都あきる野市秋川６丁目15―11　レオパレスＴ．ヴィルヌーヴⅡ104号
債務者　吉田　清香
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２８６号
東京都福生市大字福生2341―１　高武わらつけＡ棟101号室
債務者　石橋　　勝
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３２５号
東京都目黒区目黒本町３丁目１―22―101
債務者　松原　　敏
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３６８号
東京都稲城市向陽台５丁目10―７―408
債務者　武岳れい子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３６９号
東京都稲城市向陽台５丁目10―７―408
債務者　関　　裕子（旧姓武岳）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３７８号
東京都練馬区東大泉２丁目17―２―407
債務者　廣瀬　親善
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４３８号
東京都清瀬市中里６丁目95―17―401
債務者　中野　裕彰
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４４０号
東京都練馬区練馬４丁目12―４―201
債務者　羽山　利巳
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４４３号
東京都板橋区若木３丁目９―８―407
債務者　菅野　好美
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４４８号
東京都中野区沼袋１丁目14―10―504
債務者　原口　興治
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部